

令和7年度
事業計画書

社会福祉法人 江津市社会福祉協議会

【1】基本方針

少子高齢化の急速な進展、核家族化、ライフスタイルの多様化により、伝統的な家族や地域における連帯・相互の支え合いなどの意識が低下しており、孤立や虐待、経済的困窮、貧困の連鎖など社会的孤立へと陥りやすい構造が課題となっています。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、老々介護や8050問題、障がいのある人の雇用、ひきこもり、ダブルケアなど、新たな課題やそれらが複合的に絡みあった、既存の制度や一方的なサービス提供だけでは十分に対応できない課題も顕在化しており、これら新たなニーズへの対応や課題解決に向けた取り組みが求められています。

誰もが家庭や職場、地域などあらゆる場で活躍できる全員参加型社会をめざすうえでは、地域福祉の枠組みを広く捉え、市民が相互に支え合えることを意識しつつ、市民全員があらゆる分野の活動に参加できる機会を得られる「地域共生社会」を実現させていくことが重要と考え、昨年度施行した「第4次江津市地域福祉活動計画」の基本理念に沿った本計画に掲げる3つの基本目標（詳細は2頁記載）から構成する諸事業について、市行政と連携・協力しながら一体的かつ着実に進められるように努めてまいります。

すべての地域住民が望む 安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命とする社協として、地域の複雑化・多様化した今日的課題をしっかりと受け止めるとともに、その解決に向けた取り組みや地域における連携・協働の場づくりや仕組みづくりを進めるため、市行政はもとより地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア、NPO団体などと協力し、自助、共助、公助を複合的に組み合わせた地域福祉活動により福祉の江津（まち）づくりの実現を目指します。

【2】今年度重点的に推進する事項

本計画に掲げる基本方針に基づいた諸事業を推進していくとともに、今年度の重点事項として次の3項目について積極的に取り組みます。

・災害ボランティアセンター運営体制の強化につなげるための研修等

災害時における被災者への支援活動が効果的・効率的に行うことを目指して、昨年度から、島根県社協と県内19市町村社協による、災害ボランティアセンターの※ICT化に係る導入計画の説明・研修を受け、その準備を進めています。引き続き、島根県社協と連携・協働し、災害ボランティアセンターの運営体制の強化を図るため、本協議会役職員をはじめ地域の住民ボランティア等による災害ボランティアセンター運営支援者につなげるための人材を養成する研修（訓練・勉強会）実施や活動資機材の確保などに努めます。

※ICT化：「Kintone」を活用したネットワーク通信の利用により被災者支援活動に関するデータの一元管理や情報等の共有化

・本協議会の事務組織体制の充実強化

地域福祉を推進するためには、今後の「相談支援」「地域づくり」「地域参加」を核とする重層的支援体制整備事業等に安定的且つ精力的な取り組みができるよう、継続して本協議会の事務組織におけるマンパワーの充実強化を目指し、これら事業の対応に必要な職員の確保・育成に努めます。

・権利擁護の普及・啓発によるその制度利用の促進と充実

誰もが持つ人格権や財産権などが侵害されないよう、日常生活自立支援事業、法人後見受任事業など権利擁護に関する事業の充実を図り、併せて、成年後見制度（任意後見制度

を含む)の普及啓発に努めます。

また、第4次江津市地域福祉活動計画に掲げる基本理念及び基本目標等の達成を目指し取り組む事項は次のとおりとします。

I 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を進めるためには、制度や仕組みはもちろん、実際に支え合い、助け合いの主体となる人づくりが最も重要です。

子どもから大人まで、幅広い層に対して、地域福祉に関する知識や、意識を周知・啓発することで、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援など、対象を限定したものだけでなく、地域社会を取り巻く活動なども含めた協働体の担い手づくりに取り組めます。

- (1) 福祉教育の推進
- (2) ボランティアなど市民活動の育成、支援

II 地域福祉を展開する地域づくり

地域では、少子高齢化や近所付き合いの希薄化などの課題を抱えており、新たな関係性の構築が必要となっています。

地域福祉を担う人材が、自分の持っている能力を発揮して活躍することができるよう、地域における活動団体やネットワークの構築など、市全体で地域づくりを展開するためのまちづくりに取り組めます。

- (1) 地域福祉活動の体制づくり
- (2) 安心・安全を支える地域のネットワークづくり

III 地域福祉を支える包括的支援体制づくり

地域福祉を推進するために必要となる環境整備や、相談支援体制、権利擁護・虐待防止対策、生活困窮者の自立支援、再犯防止など、地域福祉を支えるための包括的な支援体制づくりを進めます。

さらに、「相談支援」「地域づくり」「地域参加」を核とする重層的支援体制整備事業を推進し、多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

- (1) 重層的支援体制整備事業の推進
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 生活困窮者自立支援事業の推進
- (4) 地域福祉に関する基盤整備
- (5) 権利擁護・虐待防止対策の推進
- (6) 再犯防止の推進

【3】主な活動目標・計画の推進

基本方針及び重点的に推進する事項を踏まえ、次の事項について計画的に取り組み、その推進を図ります。

I 地域福祉を担う人づくり

(1) 福祉教育の推進

①福祉教育実施校助成事業	各学校の福祉教育を担当する教職員と連携して、学校における多様な福祉教育プログラムづくりを推進するための支援を行う。市教育委員会並びに小中学校校長会と協議を重ねながら、本事業の内容を見直した要綱を基準とする福祉教育プログラムづくりの支援の定着を図る。
②地域福祉学習推進モデル事業	地域が主体となって生活・福祉課題に密着した福祉学習活動のプログラムを関係機関・団体と協働して開発・実践できるよう、福祉学習の場づくり・計画づくり・福祉学習サポーターの育成などの支援を行う。
③あいサポート運動の推進	障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がい者の手助けを行う「あいサポーター」の養成を推進する。「あいサポート運動(研修)」の年間実施計画を立てながら引き続き普及・啓発の推進を図る。
④江津市総合社会福祉大会の開催	地域福祉の向上を図ることを誓い、また、多年にわたり福祉活動に功績のあった方々を表章し、その功績を称えるために開催する。
⑤福祉ふれあいチャリティーバザーの開催	市民の皆様にご提供いただいた品物を販売し、その収益金(全額共同募金会へ納入)により福祉事業の推進を図ることを目的として開催する。※適正な開催を目指し年度初頭に委員会を開催予定。

(2) ボランティアなど市民活動の育成、支援

①ボランティア(ボランティアリーダーを含む)の養成	初心者・熟練者向けの講座や若者・中高年齢向けの講座など、参加者の程度に応じたボランティア講座等を開催する。また、福祉をはじめ様々なボランティア活動に関する情報提供などを、積極的に機会を捉えて地域や学校などに行い、一人でも多くの市民がボランティア活動への参加の意義や理解が深められるようその養成に努める。地域におけるボランティア活動団体等の運営や活動の推進役を担われる方々が、地域のボランティアリーダーとしての意欲向上や動機付けとなるよう、ニーズや課題に即した研修会等を開催する。
②意思疎通・移動支援ボランティアの養成	視覚障がい者を支援する点訳ボランティア、音訳ボランティア、聴覚障がい者を支援する手話奉仕員、筆談等によるサポーター、交通機関への乗降や車いすへの移乗、歩行の付き添いなど、外出を支援するガイドヘルパー等を養成するため、選定して研修会等を開催する。手話、音訳、要約筆記に対する理解・興味関心のある市民とつながりを持つことと併せて、手話、音訳、要約筆記の活動に参加する動機付けの場となるような「ミニ講座や出前講座」の開催について、実際に活動をされる各団体等と連携を図りながら、新たな人材発掘などを目指して取り組む。
③ボランティア登録の促進	多様な人へボランティア活動への参加を働きかけ、ボランティア登録の促進を図る。地域活動やコミュニティ交流センターでの活動も把握しながら、情報の共有及び登録の推進を図る。
④ボランティア団体連絡会の開催	地域課題の共有やボランティア活動の質を向上するため、ボランティア団体間の情報交換や交流の機会づくりを行う。また、ボランティア登録団体を対象にアンケート調査を行うなど、ボランティア団体連絡会のあり方について検討する。

⑤ボランティアセンターの運営 評価	ボランティアセンター運営委員会において、ボランティアセンター機能活性化のための意見交換や運営評価を行い改善に努める。特に高齢者や障がい者だけでなく、様々な分野のボランティアに対応可能であることを一般市民に向けて啓発を図る。
⑥民間助成事業の利用支援	ボランティア団体が行う生産活動や地域活動に対して共同募金ほか民間助成金等の利用促進を図り、地域福祉活動の組織化・事業化・拠点づくりを支援する。
⑦高齢者等生活支援体制整備 事業	地域に出かけて、高齢者等のニーズの把握などと併せて、そのニーズに合った生活支援の担い手の養成や、サービス等の資源開発、関係者のネットワーク化を推進する。また、地域の関係者による定期的な参加、情報共有及び連携・協働の場である「協議体」も開催する。また、地域内の生活課題等について、地域住民が主体的に取り組もうとするときの「話し合いの場(地域福祉座談会)」へ積極的に関わり、関係機関・団体との連携により、地域が自発的に行動できる環境を整える。併せて、ニーズの起点は介護専門職で問題解決は地域の多様な主体とする「生活支援体制整備事業」を担い地域包括ケアシステムの構築を目指す。

Ⅱ 地域福祉を展開する地域づくり

(1) 地域福祉活動の体制づくり

①高齢者等生活支援体制整備 事業【再掲】	地域に出かけて、高齢者等のニーズの把握などと併せて、そのニーズに合った生活支援の担い手の養成や、サービス等の資源開発、関係者のネットワーク化を推進する。また、地域の関係者による定期的な参加、情報共有及び連携・協働の場である「協議体」も開催する。また、地域内の生活課題等について、地域住民が主体的に取り組もうとするときの「話し合いの場(地域福祉座談会)」へ積極的に関わり、関係機関・団体との連携により、地域が自発的に行動できる環境を整える。併せて、ニーズの起点は介護専門職で問題解決は地域の多様な主体とする「生活支援体制整備事業」を担い地域包括ケアシステムの構築を目指す。
②民間助成事業の利用支援 【再掲】	ボランティア団体が行う生産活動や地域活動に対して共同募金ほか民間助成金等の利用促進を図り、地域福祉活動の組織化・事業化・拠点づくりを支援する。
③社協地区支会との連携強化 と活動の活性化	社協地区支会と課題の共有化を図るとともに、地域ニーズに応じた独自の活動が行えるよう活動費の確保などの支援を行う。また、必要に応じて小地域地域福祉活動計画の策定支援を行う。
④地域介護予防活動支援事業 (定期訪問・声かけ運動)	高齢者・障がい者等の要援護者に対して、地域住民による定期的な訪問や声かけを行い、社会的孤立の解消、福祉ニーズの早期発見、犯罪被害防止を図るとともに、その推進体制の見直しを図る。
⑤地域介護予防活動支援事業 (ふれあいサロン)	概ね 65 歳以上の高齢者を対象に、社会的孤立の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることを予防するため、レクリエーションや軽スポーツなどを内容とするふれあいサロンを開催する。
⑥障がい者サロン事業	障がい者等が気軽に集まり、お互いの悩み相談や生きがい活動を進めることができるようサロンを開催する。

⑦福祉委員制度の理解を定着促進させるための見直し	福祉委員制度は自治会や町内会内の日常生活において不安や悩みなどを抱える要支援者を必要に応じて、民生委員・児童委員のつなぎ役であり、このことは、自治会や町内会における近隣住民の助け合い、見守り活動と同じという理解を定着促進させるための方策を見直しする。
⑧江津市社会福祉法人連絡会の活動推進	市内の社会福祉法人との連携強化を図り、より効果的・効率的に公益活動に取り組み、地域の課題解決を図る。

(2) 安心・安全を支える地域のネットワークづくり

①災害ボランティアセンターの体制整備	災害時に効果的・効率的に災害ボランティア活動が行えるよう、マニュアルの整備をはじめ、計画的に活動資機材の整備を図る。また、災害ボランティアセンターのICT化に係る導入計画（島根県社協主導により県内19市町村社協が導入する計画）が昨年度から実施され、引き続き、島根県社協との連携・協働し、本協議会役職員をはじめ地域の住民ボランティア等による災害ボランティアセンター運営支援者につなげるための人材養成を通じた災害ボランティアセンターの体制整備に努める。
②災害ボランティアの養成	災害時のボランティア活動に必要な知識や技術について、講習や訓練を行い、災害ボランティアを養成する。
③災害ボランティアコーディネーターの育成・養成	災害ボランティアコーディネーター研修会への参加により職員資質の向上を図るほか、災害ボランティアコーディネーター養成プログラムの開発について検討する。
④地域介護予防活動支援事業（定期訪問・声かけ運動）【再掲】	高齢者・障がい者等の要援護者に対して、地域住民による定期的な訪問や声かけを行い、社会的孤立の解消、福祉ニーズの早期発見、犯罪被害防止を図るとともに、その推進体制の見直しを図る。
⑤地域介護予防活動支援事業（ふれあいサロン）【再掲】	概ね65歳以上の高齢者を対象に、社会的孤立の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることを予防するため、レクリエーションや軽スポーツなどを内容とするふれあいサロンを開催する。

Ⅲ 地域福祉を支える包括的支援体制づくり

(1) 重層的支援体制整備事業の推進

①地域介護予防活動支援事業（定期訪問・声かけ運動）【再掲】	高齢者・障がい者等の要援護者に対して、地域住民による定期的な訪問や声かけを行い、社会的孤立の解消、福祉ニーズの早期発見、犯罪被害防止を図るとともに、その推進体制の見直しを図る。
②地域介護予防活動支援事業（ふれあいサロン）【再掲】	概ね65歳以上の高齢者を対象に、社会的孤立の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることを予防するため、レクリエーションや軽スポーツなどを内容とするふれあいサロンを開催する。
③生活支援まごころフレッシュサービス事業	住民同士の助けあいを基本として、日常生活支援を行う、有償ボランティアサービス。協力会員、利用会員の募集活動のために、サービス空白地区を中心に説明会を定期的に開催していく。
④江津和光園ふれあい講座の開催	市内の高齢者をはじめ本講座に関心のある方が地域におけるふれあいと健康、社会知識等を高めるために、講座（教養・時事・医療

	等)を開催する。
⑤歳末声かけボランティアの実施	ボランティアセンター登録のボランティアが、市内 80 歳以上のひとり暮らし老人、夫婦共 80 歳以上の高齢者に見舞品をもって声かけ訪問をする。
⑥骨髄バンク基金事業	白血病等による骨髄移植の治療を受ける人に対して、経費の軽減及び精神的援助を図るため見舞金を支給する。今後も継続して社協広報紙による周知を行い、対象となる人へ適切に見舞金交付できるように努める。
⑦福祉バス運行事業	福祉関係団体等の活動推進のためマイクロバスを運行する。
⑧生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対する貸付制度で、経済的な安定や社会参加、在宅福祉を支援する。島根県社会福祉協議会および生活支援相談センターごうつと連携し、新型コロナウイルス特例貸付の借受人を含めた借受世帯への支援にあたりとともに、適正な貸付に努める。
⑨民生基金貸付事業	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金を一時的に貸し付けする制度で、世帯の自活を支援する。
⑩ふれあい福祉センター総合相談事業	市民の様々な心配ごと相談に応じ、問題の所在を明らかにした適切な解決を図り、安心した生活と福祉の向上に寄与する。電話による相談も可能なことを周知するとともに、オンラインによる相談などの対応を含め、市民が安心して相談できる環境づくりを進めていく。
法律相談	遺言や相続、金銭貸借、家族問題など法律に触れることについて弁護士が相談に応じる。また、相談内容の精査を行いながら石見法律相談センターや石見圏域の弁護士等との連携を図り、対応できるよう協議を行う。
一般相談	日常生活のいろいろな相談ごとについて司法書士、民生委員・児童委員が相談に応じる。
福祉相談	各種福祉に関する相談やその他生活上の相談などについて担当職員が相談に応じる。生活問題を抱える人へ福祉サービス・専門相談機関の紹介などを適切に行っていく。
⑪福祉委員制度の理解を定着促進させるための見直し【再掲】	福祉委員制度は自治会や町内会内の日常生活において不安や悩みなどを抱える要支援者を必要に応じて、民生委員・児童委員のつなぎ役であり、このことは、自治会や町内会における近隣住民の助け合い、見守り活動と同じであることへの理解を定着促進させるため方策を見直しする。
⑫高齢者等生活支援体制整備事業【再掲】	地域に出かけて、高齢者等のニーズの把握などと併せて、そのニーズに合った生活支援の担い手の養成や、サービス等の資源開発、関係者のネットワーク化を推進する。また、地域の関係者による定期的な参加、情報共有及び連携・協働の場である「協議体」も開催する。また、地域内の生活課題等について、地域住民が主体的に取り組もうとするときの「話し合いの場(地域福祉座談会)」へ積極的に関わり、関係機関・団体との連携により、地域が自発的に行動できる環境を整える。併せて、ニーズの起点は介護専門職で問題解決は地域の多様な主体とする「生活支援体制整備事業」を担い地域包括ケアシステムの構築を目指す。

⑬生活困窮者自立相談支援事業	共同事業体ワーカーズコープと連携して、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、生活困窮者に対し、自立した生活が送れるよう相談者に寄り添って支援を行う。
----------------	---

(2) 情報提供体制の充実

①ホームページの更新	ホームページを適宜更新し、本協議会の業務及びサービスや福祉に関する情報を住民にわかり易く提供する。
②広報紙の発行	定期的に広報紙を発行し、本協議会の業務及びサービスや福祉に関する情報を住民にわかり易く提供する。
③広報紙の点訳提供	広報紙を点訳化して、視覚障がい者等の方へ提供する。
④広報紙の音訳提供	広報紙を音訳化して、視覚障がい者等の方へ提供する。

(3) 生活困窮者自立支援事業の推進

①生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、生活困窮者に対し、自立した生活が送れるよう相談者に寄り添って支援を行う。
②緊急一時食糧支援事業 (フードバンク事業)	市民や関係機関・団体などから提供された食料をフードバンクとして備蓄し、生活困窮者に対し一時的に食料を提供することで、自立と生活再建を図る。
③生活困窮者日用品等提供事業	生活困窮者に対し、日用品、衣料品、寝具などを提供し、自立生活の支援を行う。
④入居債務保証支援事業	賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人について、本協議会が、家主または不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支える。

(4) 地域福祉に関する基盤整備

①福祉バス運行事業【再掲】	福祉関係団体等の活動推進のためマイクロバスを運行する。
②社協地区支会との連携強化と活動の活性化【再掲】	社協地区支会と課題の共有化を図るとともに、地域ニーズに応じた独自の活動が行えるよう活動費の確保などの支援を行う。また、必要に応じて小地域地域福祉活動計画の策定支援を行う。
③民間助成事業の利用支援【再掲】	ボランティア団体が行う生産活動や地域活動に対して共同募金ほか民間助成金等の利用促進を図り、地域福祉活動の組織化・事業化・拠点づくりを支援する。
④社会福祉活動基金事業 (福祉団体助成)	地域福祉団体の活動が円満に進み、地域福祉の充実が図られるよう、香典返しを原資とする基金から活動費を助成する。
⑤本協議会の体制づくり(組織運営体制の見直し・再編)	委員会等の整理などを含め、組織運営体制の見直し・再編及び役員等々の資質の向上を図る。

(5) 権利擁護・虐待防止対策の推進

①日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類等の預かりを行い、日常生活の支援を行う。人員体制の強化を含め、本事業を必要とする方に迅速に支援が行き届くように努めるとともに、本事業の利用について相談が寄せられる支援関係者に対して、本事業の適切な理解の促進を図る。
-------------	---

②法人後見受任事業	認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等で意思決定が困難な人に対し、本協議会が成年後見人、保佐人、補助人となることにより、その人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護する。受任体制を強化するために法人後見支援員の人材育成並びに組織体制を強化する。また、将来的には市民後見人が単独で選任されるように関係機関との協議を進める。
③権利擁護の普及啓発及び権利擁護人材の育成	判断能力が不十分な方の権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支援するため、生活支援員、法人後見支援員、市民後見員活動に向けたフォローアップ研修を通じて、資質向上を図る。社協広報紙に専門家等の寄稿によるコラム「シリーズ権利擁護」を掲載する。

(6) 再犯防止の推進

①高齢者等生活支援体制整備事業【再掲】	地域に出かけて、高齢者等のニーズの把握などと併せて、そのニーズに合った生活支援の担い手の養成や、サービス等の資源開発、関係者のネットワーク化を推進する。また、地域の関係者による定期的な参加、情報共有及び連携・協働の場である「協議体」も開催する。また、地域内の生活課題等について、地域住民が主体的に取り組もうとするときの「話し合いの場(地域福祉座談会)」へ積極的に関わり、関係機関・団体との連携により、地域が自発的に行動できる環境を整える。併せて、ニーズの起点は介護専門職で問題解決は地域の多様な主体とする「生活支援体制整備事業」を担い地域包括ケアシステムの構築を目指す。
②生活福祉資金貸付事業【再掲】	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対する貸付制度で、経済的な安定や社会参加、在宅福祉を支援する。島根県社会福祉協議会および生活支援相談センターごうつと連携し、新型コロナウイルス特例貸付の借受人を含めた借受世帯への支援にあたりとともに、適正な貸付に努める。
③民生基金貸付事業【再掲】	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金を一時的に貸し付けする制度で、世帯の自活を支援する。
④ふれあい福祉センター総合相談事業【再掲】	市民の様々な心配ごと相談に応じ、問題の所在を明らかにした適切な解決を図り、安心した生活と福祉の向上に寄与する。電話による相談も可能なことを周知するとともに、オンラインによる相談などの対応を含め、市民が安心して相談できる環境づくりを進めていく。
法律相談【再掲】	遺言や相続、金銭貸借、家族問題など法律に触れることについて弁護士が相談に応じる。また、相談内容の精査を行いながら石見法律相談センターや石見圏域の弁護士等との連携を図り、対応できるよう協議を行う。
一般相談【再掲】	日常生活のいろいろな相談ごとについて司法書士、民生委員・児童委員が相談に応じる。
福祉相談【再掲】	各種福祉に関する相談やその他生活上の相談などについて担当職員が相談に応じる。生活問題を抱える人へ福祉サービス・専門相談機関の紹介などを適切に行っていく。
⑤ホームページの更新【再掲】	ホームページを適宜更新し、本協議会の業務及びサービスや福祉に関する情報を住民にわかり易く提供する。

⑥広報紙の発行【再掲】	定期的に広報紙を発行し、本協議会の業務及びサービスや福祉に関する情報を住民にわかり易く提供する。
⑦日常生活自立支援事業【再掲】	判断能力が不十分な方の金銭管理、福祉サービスの利用援助、書類等の預かりを行い、日常生活の支援を行う。人員体制の強化を含め、本事業を必要とする方に迅速に支援が行き届くように努めるとともに、本事業の利用について相談が寄せられる支援関係者に対して、本事業の適切な理解の促進を図る。
⑧法人後見受任事業【再掲】	認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等で意思決定が困難な人に対し、本協議会が成年後見人、保佐人、補助人となることにより、その人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護する。受任体制を強化するために法人後見支援員の人材育成並びに組織体制を強化する。また、将来的には単独での市民後見人の選任されるように関係機関との協議を進める。
⑨生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、生活困窮者に対し、自立した生活が送れるよう相談者に寄り添って支援を行う。
⑩緊急一時食糧支援事業 (フードバンク事業)【再掲】	市民や関係機関・団体などから提供された食料をフードバンクとして備蓄し、生活困窮者に対し一時的に食料を提供することで、自立と生活再建を図る。
⑪生活困窮者日用品等提供事業【再掲】	生活困窮者に対し、日用品、衣料品、寝具などを提供し、自立生活の支援を行う。
⑫入居債務保証支援事業【再掲】	賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人について、本協議会が、家主または不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支える。
⑬社会福祉活動基金事業 (福祉団体助成)【再掲】	地域福祉団体の活動が円満に進み、地域福祉の充実が図られるよう、香典返しを原資とする基金から活動費を助成する。

(7) 団体事務の受託

①江津市民生児童委員協議会	民生委員・児童委員の職務に関する研修を実施するとともに、委員相互及び関係機関との連絡調整を図り、社会福祉の動向を踏まえ、福祉ニーズに対応した適切な民生委員・児童委員活動を促進する。引き続き従来の取組を継続するとともに、一斉改選前後の区割り検討を行い、委員の負担感の軽減に努めるとともに、委員活動の積極的PRを行い、なり手の確保を目指す。
②江津市老人クラブ連合会	行政機関や県老人クラブ連合会、その他関係機関等と連携し、生きがいのある明るい長寿社会づくりと高齢者福祉の向上に努める。
③島根県共同募金会江津市 共同募金委員会	島根県共同募金会の内部組織で、募金・配分の調整・広報活動等を展開する。
④日本赤十字社島根県支部 江津市地区	日本赤十字社島根県支部の内部組織で、県支部との連携のもと、その事業推進を図る。

月 例 事 業 計 画 書

区分 月別	事 業 名	主 た る 事 業 内 容	備 考
4 月	◆ 社 協 活 動 調 査 月 間		
	1. 調査活動	1. 地域介護予防活動支援事業対象者の調査	地区支会 事務局
	2. 正副会長会	1. 事業方針について	正副会長
	3. チャリティーバザー運営委員会	1. 令和6年度福祉ふれあいチャリティーバザーの反省を踏まえた令和7年度の開催について	チャリティーバザー運営委員
5 月	◆ 児 童 福 祉 推 進 月 間 ◆ 赤 十 字 運 動 月 間		
	1. 社協支会長、民児協支部長合同会議	1. 共同募金について 2. 日赤募金について 3. 日赤募金に関する資材の配布 4. 社協事業計画について 5. 社協会費について 6. 意見交換	社協支会長、民児協支部長
	2. 監事会	1. 令和6年度事業実施状況 2. 令和6年度資金収支決算	監事
	3. 江津和光園講座運営審議委員会	1. 第57回江津和光園ふれあい講座の開催について	運営審議委員
	4. ボランティアセンター運営委員会	1. 令和6年度事業の評価について 2. 令和7年度事業計画について	運営委員
	5. 日赤募金	1. 令和7年度日赤募金運動への取組	市内全域
	6. 赤十字運動月間協力	1. 令和7年度赤十字思想普及運動協力	社協役職員、赤十字奉仕団、防災ボランティア等
	7. 理事会	1. 令和6年度事業実施状況について 2. 令和6年度資金収支決算について	理事・監事
6 月	1. 評議員会	1. 令和6年度事業実施状況について 2. 令和6年度資金収支決算について	評議員・監事
	2. 権利擁護推進委員会	1. 法人後見受任事業、日常生活自立支援事業等について 2. 権利擁護人材育成事業について 3. 権利擁護の普及・啓発について	委員
7 月	1. 社会福祉活動基金委員会	1. 社会福祉活動基金の配分について	基金委員会委員
8 月	1. 総合社会福祉大会運営委員会	1. 令和7年度江津市総合社会福祉大会の開催について	運営委員

区分 月別	事業名	主たる事業内容	備考
9 月	◆ 老人福祉推進強調月間		
	1. 社協支会長、民 児協支部長合同 会議	1. 令和7年度共同募金運動の推進について (1) 共同募金運動計画兼行動計画 (2) 共同募金運動資材の配布 (3) 職域募金への協力依頼 2. 社協事業等について意見交換	支会長、民児協支部 長
	2. 老人福祉月間行 事	1. 各地区敬老会に協力	役員
	3. チャリティーバザー運 営委員会	1. 令和7年度福祉ふれあいチャリティーバザーの 開催について	チャリティーバザ ー運営委員
	4. 社会福祉大会表 彰審査委員会	1. 令和7年度江津市総合社会福祉大会被表彰者の 選定	表彰審査委員
	5. しまね県民福祉 大会	1. 令和7年度しまね県民福祉大会への参加	9/27(土) 社協・民児 協・老連・障がい者 団体関係者
10 月	◆ 赤い羽根共同募金運動推進月間		
	1. 共同募金運動の 推進	1. 赤い羽根街頭募金	10/1～市内全域
	2. 内部監査	1. 内部経理監査実施	職員
11 月	1. 江津市総合社会 福祉大会	1. 令和7年度江津市総合社会福祉大会の開催 ① 表 彰 ② 実践発表または記念講演等	社協・民児協・老連・ 各種福祉団体等
	2. 社会福祉活動推 進委員会	1. 地区ごとの募金訪問先（新規訪問先を含む）の選 定について	委員会委員
12 月	◆ 赤い羽根共同募金運動の推進		
	1. 赤い羽根共同募 金運動	1. 令和7年度第51回福祉ふれあいチャリティー バザーの開催	
	2. 歳末在宅高齢者 訪問	1. 高齢者世帯（80歳以上独居・夫婦のみ世帯）へ 声掛け安否確認のため歳末見舞品をもって訪問	ボランティア、民生 委員等
R8年	1. 正副会長会	1. 令和7年度資金収支補正予算について 2. その他	正副会長
1	2. 理事会	1. 令和7年度資金収支補正予算について 2. その他	理事・監事
月	3. 評議員会	1. 令和7年度資金収支補正予算について 2. その他	評議員・監事

1 月	4. 権利擁護委員会	1. 法人後見受任事業、日常生活自立支援事業等について 2. 権利擁護人材育成事業について 3. 権利擁護の普及・啓発について 4. 次年度の権利擁護人材の養成・育成について	委員
2 月	1. ふれあい福祉センター運営委員会	1. ふれあい福祉センター総合相談事業の実施について	運営委員
	2. ボランティア団体連絡会	1. ボランティア団体間の情報交換 2. ボランティアセンター事業に対する意見交換	ボランティア等
3 月	1. 小地域支援ネットワーク推進委員会代表者会	1. 地域介護予防活動支援事業の取組について	地区代表者（桜江を除く）
	2. 正副会長会	1. 令和7年度資金収支補正予算について 2. 令和8年度事業計画について 3. 令和8年度資金収支予算について	正副会長
	3. 理事会	1. 令和7年度資金収支補正予算について 2. 令和8年度事業計画について 3. 令和8年度資金収支予算について	理事・監事
	4. 評議員会	1. 令和7年度資金収支補正予算について 2. 令和8年度事業計画について 3. 令和8年度資金収支予算について	評議員・監事

区分 月別	事業名	主たる事業内容	備考
通	1. ふれあい福祉センター総合相談事業	1. 法律相談（弁護士） ・原則、毎月第2木曜 2. 一般相談（司法書士、民生委員） ・江津会場：原則毎月第4金曜 ・桜江会場：原則偶数月の第3火曜 3. 福祉相談（担当職員） ・月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）	
年	2. 権利擁護の普及啓発および権利擁護人材の育成	1. 広報紙への権利擁護コラムの掲載（5回） 2. 成年後見制度普及啓発講演会の開催（1回） 3. 権利擁護人材フォローアップ研修会の開催（2回） 4. 市民後見人活動に向けたフォローアップ研修の開催（2回）	市民 法人後見支援員、生活支援員等 法人後見支援員・R6年度養成講座修了者で将来登録希望や今後登録希望の意向を示す方々
	3. 手話奉仕員レベルアップ講座	1. 手話奉仕員レベルアップ講座の開催（2回）	
	4. 音訳奉仕員レベルアップ講座	1. 音訳レベルアップ講習会の開催（2回）	

